

～制度調査部情報～

2007年11月30日 全2頁

証券税制-対応容易でない 少額配当税軽減-

制度調査部
吉井 一洋

特定口座は対応不可？、実務も混乱？

【要約】

- 11月30日の日本経済新聞では、財務省が金融所得課税一体化の案として、次のような案を検討している旨を報じている。
 - ◇株式の10%軽減税率は、2008年（度）で廃止する。
 - ◇2009年から株式譲渡損益と配当の損益通算を認める。
 - ◇一定額（10万円程度）以下の少額配当は10%税率を継続する。
 - ◇2008年末までに取得した株式については、10%税率を継続する。
- 証券界では10%税率を維持しつつ、損益通算拡大を望んでいるところである。上記の案のうち少額配当や2008年末まで取得分の譲渡益に限り10%税率を継続する方法は、実務上、対応が容易でないものと思われる。

1. 少額配当のみ10%税率継続について

- ◎少額配当とは、これまでは1銘柄あたり年10万円（年1回配当の場合）以下のものを指している。しかし、報道されている案では、個人投資家が1年間で受け取る配当が10万円程度以下の場合に、10%税率を維持すると報じられている。
- ◎2010年1月からは証券会社の特定口座でも、配当を受け取り、源泉徴収できるようにすると報じられている。
- ◎しかし、源泉徴収付の特定口座の場合、確定申告は不要であり、年間取引報告書も税務当局には送付されないため、税務当局は各納税者の源泉徴収付特定口座の配当額がいくらであるか把握することはできない。証券会社も把握できない。個人の顧客がA、B、Cという証券会社でそれぞれ特定口座を持っている場合、証券会社Aはこの顧客がB、Cで受け取っている配当金額と合わせて年間の配当が10万円以下に収まっているか把握することはできない。証券会社B、Cにおいても同様である。そのため、10%の源泉税率を適用していいかどうかは判断できない。
- ◎個人の配当を受け取っているのが、A証券会社の源泉徴収付特定口座だけであっても、年の途中で10万円を超えた場合、源泉徴収税率をどのように調整するのかといった問題がある。



◎結局は、特定口座では20%の税率で源泉徴収しておき、年額10万円以下の投資家は自分で確定申告をして還付を受けるという方法をとらざるを得ないであろう。

◎また、譲渡益との損益通算の関係も問題となる。少額配当に該当するか否かは、おそらく、譲渡損と通算する前の金額で判断されることになろう。譲渡益の税率を20%とするのであれば、利益が出た場合は20%分の税額がとられるのに、損失が出た場合に配当と通算した場合、それが少額配当に該当すれば、税負担軽減額は損失額の10%に過ぎなくなる。

◎上場株式の譲渡益・配当の両方とも、金額に関係なく税率を10%としたままで、損益通算を認める方法が対応は容易であろう。

2. 2008年末までに取得した上場株式の譲渡益のみ10%税率継続について

◎この方法では、同じ銘柄で2008年12月31日までに取得した分と、2009年1月1日以後に取得した分とに分けて譲渡損益を計算することになる。総平均法に準ずる方法等による取得価額計算に加え、先入先出的に対応を求められる。加えて、10%税率適用期間も2年間に限定する方向と報じられており、実務上の対応は容易ではない。納税者が申告する際の計算も複雑であるし、特定口座でのシステム対応も容易でないと考えられる。

◎昨年も激変緩和措置として同様の措置が検討されたが、市場関係者からは実務上混乱を招くとの意見が多かった。今回の案についても同様のことが言えるであろう。